

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（内閣府）

制 度 名	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設				
税 目	所得税・法人税				
要 望 の 内 容	<p>以下の特例措置を創設する。</p> <p>多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第 6 条第 1 号に規定する建築物）で 500㎡以上の大規模空間を有するものについて、天井に係る構造基準に適合するための改修を行った場合、事業の用に供した年度において当該工事に要した費用の 25%の特別償却を認める特例措置</p> <table border="1" data-bbox="874 846 1476 936"> <tr> <td data-bbox="874 846 1220 936">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 846 1476 936">▲ 4 1 百万円 （ - 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 4 1 百万円 （ - 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 4 1 百万円 （ - 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を始めとした近年の地震災害の頻発を受けて、今後の更なる大規模地震の危険性を踏まえた建築物ストックの安全性の確保を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成 23 年 3 月の東日本大震災では、神奈川県内のホールの天井が落下したほか、青森県から静岡県までの広範囲の地域において、大規模空間を有する建築物における天井の落下により人が死傷する事案が相次いだ。</p> <p>今なお、同震災の大きな余震が起こり、今後も東海・東南海地震等の更なる大規模地震の発生が想定される中、このような大規模建築物における天井落下対策は喫緊の課題であるが、現行では、具体的な法令上の技術基準が定められておらず、ガイドラインに基づいて措置がなされている状況である。</p> <p>そこで、今般、大規模空間を有する建築物について、大規模地震が発生した際の天井落下を防止するため、天井の耐震化に係る具体的な技術基準を策定することとしている。しかしながら、既存建築物については当該基準が遡及適用されない（既存不適格建築物）ことから、これらの既存建築物について、当該基準に適合した天井の改修を促進することが必要である。</p> <p>このため、天井の耐震化に係る具体的技術基準の策定と併せ、税制特例による支援を行うことで、天井の改修における建築主の負担を軽減し、既存の大規模空間を有する建築物における天井の耐震化を緊急に促進する。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	○建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号） ○国土交通省 政策評価体系 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する 業績指標73 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率
		政策の達成目標	○多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 90%（平成27年度）
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間
		同上の期間中の達成目標	○多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 90%（平成27年度）
	政策目標の達成状況	○多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 約80%（平成20年度）	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	平成24年度 28件 平成25年度 28件 平成26年度 28件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制の活用により耐震改修年度のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、天井の耐震化に資する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○平成24年度当初 住宅・建築物安全ストック形成事業について、大規模空間を有する建築物の天井の脱落対策の支援創設を要求中。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本税制の創設により、地域に限らず、大規模空間を有する建築物における天井の耐震化を支援することが可能となる。
要望の措置の妥当性	本特例は、天井の耐震化が図られたより安全な建築物を増加させようとするものであり、民間事業者等に対するインセンティブ措置の特例として特別償却が的確かつ必要最小限な措置である。		

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—